1-10 東日本大震災により被災した自己用住宅の移転

<提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に付議する。

- 1 予定建築物は、東日本大震災により被災した自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅(以下「被災住宅」という。)の代替として被災住宅の所有者が建築するものであること。
- 2 被災住宅について、全壊の罹災証明がある場合で、移転することについてやむを得ない事情が認められる こと。
- 3 移転前の土地は、本基準を適用したことのない土地であること。
- 4 申請する土地が、次のいずれかの区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道路を 挟んで面する土地であること。

── (平成24年8月1日県指定) ─

名取市 高舘吉田地区

東松島市 北赤井地区

名取市 愛島地区

5 申請者は、次のすべてに該当すること。

被災住宅の所有者(移転後に所有者と同居する親族を含む。)で、当該区域に生活の本拠を有することが確実な者であること。

市街化区域に土地を所有していない者であること。ただし、市街化区域内に所有するすべての土地について、現に他の用途に供されている等自己用住宅のための土地として利用できない合理的な事情が存する場合は、この限りでない。

- 6 予定建築物の敷地面積は従前の1.5倍以内又は500㎡以内、延べ面積は従前の1.5倍以内又は280 ㎡以内であること。ただし、認めるべき合理的な事情がある場合は、この限りでない。
- 7 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅であること。
- 8 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 9 申請する土地について、次のすべてに該当すること。

東日本大震災により浸水した土地を含まないこと。

ただし、東日本大震災と同等の浸水に対して安全上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。 農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(注) 本提案基準に該当するとして許可された住宅について、親族が相続し居住することは、「東日本大震 災により被災した自己用住宅」の用途を逸脱しないものと認める。

<報告基準> -

以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- 1~5 上記提案基準に同じ。
- 6 ただし書きを除き、上記提案基準に同じ。
- 7~9 上記提案基準に同じ

(開発審査会 平成24年7月18日 第348回)(平成24年 8月 1日施行)